

福祉サービス第三者評価結果

評価機関名	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
-------	-------------------

1 事業所情報

フリガナ	スマイル
事業所名	スマイル
種別	生活介護
定員数	30人
事業所代表者	施設長 大館 嘉昭
事業所所在地	福井県福井市和田東1丁目2105番
事業所電話	0776-43-0512
事業所FAX	0776-43-0513
法人等名および代表者名・URL・e-mail	社会福祉法人 足羽福祉会
	理事長 高村 昌裕
	URL : http://www.asuwafukushikai.jp e-mail : smile@asuwafukushikai.jp

2 訪問調査日

平成25年11月18日(月)

3 総評

<p>特に評価の高い点</p>	<p>福祉サービスの基本方針と組織について 法人の理念として「共にいき、共に集う、光を求めて」が明文化され、あすわ就労支援センター事業計画、ホームページ等に明記するとともに、毎日朝礼で唱和している。また、利用者、家族に事業計画を配付し、説明している。なお、事業計画内の行事等について2か月ごとに利用者自治会で説明し理解を促している。</p> <p>組織の運営管理について 人事考課を全職員を対象に理解を得た上で一定の基準(項目)に基づき実施しており、まず、自己チェックを行い、1次評価(サービス管理責任者)・2次評価(所長)を行い、結果を本人にフィードバックしている。また、利用者の緊急時対応マニュアルを整備し、職員が迅速に対応できるようフローチャートを活用しわかりやすく整理している。</p> <p>適切な福祉サービスの実施について 利用者の尊重、プライバシー保護について職員行動規範に明記し、標準的なサービスの提供方法等について個別支援計画、支援経過報告会報告書に記載するほか、パソコンシステムを活用しサービス提供状況を記録、管理しながら適切に支援している。</p> <p>障害者(児)福祉施設固有のサービスについて 毎月の利用者自治会で社会参加活動場所やレクリエーションの希望を聞き、実施後には利用者から感想を聞いたり、反応などを記録している。なお、社会参加場所は視覚カードや雑誌等を利用し情報を提供しており、事業所内でもクラブ活動を利用者の希望を聞き実施している。</p>
<p>改善を求められる点</p>	<p>福祉サービスの基本方針と組織について 理念に基づき明文化した基本方針をホームページやパンフレットに記載し広く周知することをはじめ、利用者等への理念や基本方針の理解を深めるためのわかりやすい資料等の工夫とともに、これらの周知状況を把握し促すための継続的な取組に期待する。</p> <p>組織の運営管理について 職員の業務やプライベートの悩みごと、心配ごとなどの相談に応じることができるカウンセラーや専門家を確保することを期待する。また、職員一人ひとりについて基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定した上で、受講した研修成果の評価・分析を行い、次の計画につなげる取組がなされるよう期待する。</p> <p>適切な福祉サービスの実施について 事業所の利用希望者等がいつでも自由に提供されるサービス内容等に関する情報を容易に、わかりやすく得られるようなホームページを設けることについて検討されたい。また、サービス内容や料金等事業所を利用するにあたって十分な理解を得るため、利用者が理解しやすい内容や表記等の工夫が望まれる。</p> <p>障害者(児)福祉施設固有のサービスについて 協力歯科医院の協力を得、歯科医・歯科衛生士によるブラッシング指導などを取り入れていくことを期待する。なお、現在、車いす使用の利用者はいないが、今後、これらを予想したトイレの設備の検討が行われることを期待する。</p>

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント

当事業所は平成25年6月に開所した生活介護事業所です。「福祉サービス第三者評価基準」を考慮しながら利用者様の支援サービス体制を整えてきました。今回いただいた受審結果により今後の課題も見えてきました。今後さらに利用者様満足を向上させる事が出来るように従事者全員で取り組んでいきます。

5 各評価項目にかかる第三者評価結果(別紙)

〔別紙〕

評価細目の第三者評価結果

評価対象 福祉サービスの基本方針と組織

- 1 理念・基本方針

- 1-(1) 理念、基本方針が確立されている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 1-(1)- 理念が明文化されている。	a
a) 法人の理念を明文化しており、法人の使命・役割を反映している。	
b) 法人の理念を明文化しているが、法人の使命・役割の反映が十分ではない。	
c) 法人の理念を明文化していない。	b
- 1-(1)- 理念に基づく基本方針が明文化されている。	
a) 理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。	
b) 理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。	
c) 理念に基づく基本方針を明文化していない。	

- 1-(2) 理念や基本方針が周知されている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 1-(2)- 理念や基本方針が職員に周知されている。	a
a) 理念や基本方針を職員に配付するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	
b) 理念や基本方針を職員に配付しているが、理解を促すための取組が十分ではない。	
c) 理念や基本方針を職員に配付していない。	b
- 1-(2)- 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	
a) 理念や基本方針を利用者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	
b) 理念や基本方針を利用者等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。	
c) 理念や基本方針を利用者等に配布していない。	

- 2 事業計画の策定

- 2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 2-(1)- 中・長期計画が策定されている。	b
a) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
b) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。	
c) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	a
- 2-(1)- 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	
a) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容及び中・長期の収支計画の内容を反映して策定されている。	
b) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容または中・長期の収支計画の内容のどちらかのみを反映させている。	
c) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容も中・長期の収支計画の内容も反映していない。	

- 2-(2) 事業計画が適切に策定されている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 2-(2)- 事業計画の策定が組織的に行われている。	b
a) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	
b) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていない。	
c) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	

評価細目・判断基準	評価結果
- 2 -(2)- 事業計画が職員に周知されている。	
a) 各計画を職員に配付するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
b) 各計画を職員に配付しているが、理解を促すための取組が十分ではない。	
c) 各計画を職員に配付していない。	
- 2 -(2)- 事業計画が利用者等に周知されている。	
a) 各計画を利用者等に配付するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
b) 各計画を利用者等に配付しているが、理解を促すための取組が十分ではない。	
c) 各計画を利用者等に配付していない。	

- 3 管理者の責任とリーダーシップ

- 3 -(1) 管理者の責任が明確にされている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 3 -(1)- 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	
a) 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	a
b) 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
c) 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
- 3 -(1)- 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	
a) 管理者自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	b
b) 管理者自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
c) 管理者自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	

- 3 -(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 3 -(2)- 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	
a) 管理者は、実施する福祉サービスの質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
b) 管理者は、実施する福祉サービスの質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
c) 管理者は、実施する福祉サービスの質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
- 3 -(2)- 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	
a) 管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b
b) 管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
c) 管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組について指導力を発揮していない。	

評価対象 組織の運営管理

- 1 経営状況の把握

- 1 -(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

評価細目・判断基準	評価結果
- 1 -(1)- 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	
a) 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を積極的に行っている。	a
b) 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
c) 事業経営をとりまく環境を把握するための取組を行っていない。	
- 1 -(1)- 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	
a) 経営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	c
b) 経営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。	
c) 経営状況を分析して課題を発見する取組を行っていない。	

評価細目・判断基準	評価結果
- 1-(1)- 外部監査が実施されている。	
a) 外部監査を実施しており、その結果に基づいた経営改善を実施している。	c
b) 外部監査を実施しているが、その結果に基づいた経営改善が十分ではない。	
c) 外部監査を実施していない。	

- 2 人材の確保・養成

- 2-(1) 人事管理の体制が整備されている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 2-(1)- 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	
a) 組織が目標とする福祉サービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
b) 組織が目標とする福祉サービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。	
c) 組織が目標とする福祉サービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立していない。	
- 2-(1)- 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	
a) 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。	a
b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。	
c) 定期的な人事考課を実施していない。	

- 2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 2-(2)- 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	
a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。	b
b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
- 2-(2)- 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	
a) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施している。	b
b) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。	
c) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施していない。	

- 2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 2-(3)- 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	
a) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
b) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されているが、十分ではない。	
c) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されていない。	
- 2-(3)- 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	
a) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され、計画に基づいた具体的な取組が行われている。	c
b) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。	
c) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。	
- 2-(3)- 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	
a) 研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。	c
b) 研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。	
c) 研修成果の評価が定期的に行われていない。	

- 2 -(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 2 -(4)- 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にし体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
a) 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
b) 実習生の受入れと育成について体制を整備しているが、基本的な姿勢の明確化や効果的な育成プログラムの用意等について積極的な取組には至っていない。	
c) 実習生の受入れと育成について体制を整備しておらず、実習生を受け入れていない。	

- 3 安全管理

- 3 -(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 3 -(1)- 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a
a) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、利用者の安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。	
b) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、利用者の安全確保のために、組織として体制を整備しているが、十分に機能していない。	
c) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、利用者の安全確保のために、組織として体制を整備していない。	
- 3 -(1)- 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	b
a) 地震、津波、大雨、大雪などの災害に対して、利用者の安全確保のための取組を積極的に行っている。	
b) 地震、津波、大雨、大雪などの災害に対して、利用者の安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
c) 地震、津波、大雨、大雪などの災害に対して、利用者の安全確保のための取組を行っていない。	
- 3 -(1)- 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a
a) 利用者の安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。	
b) 利用者の安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。	
c) 利用者の安全を脅かす事例を組織として収集していない。	

- 4 地域との交流と連携

- 4 -(1) 地域との関係が適切に確保されている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 4 -(1)- 利用者地域とのかかわりを大切にしている。	b
a) 利用者地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
b) 利用者地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
c) 利用者地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
- 4 -(1)- 事業所が有する機能を地域に還元している。	b
a) 事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	
b) 事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。	
c) 事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。	
- 4 -(1)- ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
a) ボランティア受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
b) ボランティア受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
c) ボランティア受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	

- 4 -(2) 関係機関との連携が確保されている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 4 -(2)- 必要な社会資源を明確にしている。	c
a) 事業所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。	
b) 事業所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示しているが、その情報が職員間で共有されていない。	
c) 事業所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	

評価細目・判断基準	評価結果
- 4 -(2)- 関係機関等との連携が適切に行われている。	b
a) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例検討を行っている。	
b) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な課題や事例検討は行っていない。	
c) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。	

- 4 -(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 4 -(3)- 地域の福祉ニーズを把握している。	a
a) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	
b) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
c) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。	

- 4 -(3)- 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。

a) 把握した福祉ニーズに基づいた事業・活動の計画があり、実施されている。	a
b) 把握した福祉ニーズに基づいた事業・活動の計画があるが、実施されていない。	
c) 把握した福祉ニーズに基づいた、事業・活動の計画がない。	

評価対象 適切な福祉サービスの実施

- 1 利用者本位の福祉サービス

- 1 -(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 1 -(1)- 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
a) 利用者を尊重したサービス提供についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解を持つための取組が行われている。	
b) 利用者を尊重したサービス提供についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。	
c) 利用者を尊重したサービス提供についての基本姿勢が明示されていない。	

- 1 -(1)- 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。

a) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	b
b) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。	
c) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	

- 1 -(2) 利用者満足の向上に努めている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 1 -(2)- 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	b
a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	

- 1 -(3) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 1 -(3)- 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	b
a) 利用者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを利用者に伝えるための取組が行われている。	
b) 利用者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを利用者に伝えるための取組が十分ではない。	
c) 利用者が相談したり意見を述べたい時に、相談方法や相談相手を選択できない。	

評価細目・判断基準	評価結果
- 1-(3)- 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	
a) 苦情解決の仕組みが確立され利用者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	b
b) 苦情解決の仕組みが確立され利用者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
c) 苦情解決の仕組みが確立していない。	
- 1-(3)- 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	
a) 利用者からの意見等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	c
b) 利用者からの意見等に対する対応マニュアルを整備しているが、迅速に対応していない。	
c) 利用者からの意見等に対する対応マニュアルを整備していない。	

- 2 サービスの質の確保

- 2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 2-(1)- サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	
a) サービス内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。	c
b) サービス内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。	
c) サービス内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されていない。	
- 2-(1)- 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	
a) 評価結果を分析し、明確になった組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	c
b) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでは至っていない。	
c) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。	

- 2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。

評価細目・判断基準	評価結果
- 2-(2)- 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	
a) 提供するサービスについて、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいたサービスが実施されている。	a
b) 提供するサービスについて、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいたサービスの実施が十分ではない。	
c) 提供するサービスについて、標準的な実施方法が文書化されていない。	
- 2-(2)- 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	
a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みに従って検証・見直しを行っている。	a
b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	

- 2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 2-(3)- 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	
a) 利用者一人ひとりのサービス実施計画の実施状況が適切に記録されている。	a
b) 利用者一人ひとりのサービス実施計画の実施状況が記録されているが、十分ではない。	
c) 利用者一人ひとりのサービス実施計画の実施状況が記録されていない。	
- 2-(3)- 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	
a) 利用者に関する記録管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	a
b) 利用者に関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
c) 利用者に関する記録管理について規程が定められていない。	

評価細目・判断基準	評価結果
- 2 -(3)- 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	
a) 利用者の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われている。	a
b) 利用者の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われているが、十分ではない。	
c) 利用者の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われていない。	

- 3 サービスの開始・継続

- 3 -(1) サービス提供の開始が適切に行われている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 3 -(1)- 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	
a) 利用希望者がサービスを選択するために必要な情報を積極的に提供している。	b
b) 利用希望者がサービスを選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
c) 利用希望者がサービスを選択するために必要な情報を提供していない。	
- 3 -(1)- サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	
a) サービス開始の同意を得るにあたり、組織が定める様式に基づき利用者や家族等にわかりやすく説明を行っている。	b
b) サービス開始の同意を得るにあたり、組織が定める様式に基づき利用者や家族等に説明を行っているが、十分ではない。	
c) サービス開始時の同意を得るにあたり、組織が定める様式に基づき利用者や家族等に説明を行っていない。	

- 3 -(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 3 -(2)- 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	
a) サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたりサービスの継続性に配慮している。	b
b) サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたりサービスの継続性に配慮しているが、十分ではない。	
c) サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたりサービスの継続性に配慮していない。	

- 4 サービス実施計画の策定

- 4 -(1) 利用者のアセスメントが行われている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 4 -(1)- 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	
a) 利用者の身体状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示している。	a
b) 利用者の身体状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を十分には明示していない。	
c) 利用者の身体状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を明示していない。	

- 4 -(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。

評価細目・判断基準	評価結果
- 4 -(2)- サービス実施計画を適切に策定している。	
a) 利用者一人ひとりのサービス実施計画策定のための体制が確立しており、実際に機能している。	a
b) 利用者一人ひとりのサービス実施計画策定のための体制が確立しているが、十分に機能していない。	
c) 利用者一人ひとりのサービス実施計画策定のための体制が確立していない。	
- 4 -(2)- 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	
a) サービス実施計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	a
b) サービス実施計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
c) サービス実施計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	

評価対象 障害者・児福祉施設の固有のサービス内容

- 1 利用者の尊重

- 1-(1) 利用者の尊重

評価細目・判断基準	評価結果
- 1-(1)- コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている。	
a) コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている。	b
b) コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫をしているが、十分ではない。	
c) コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされていない。	
- 1-(1)- 利用者の主体的な活動を尊重している。	
a) 利用者の主体的な活動が尊重されている。	a
b) 利用者の主体的な活動の尊重に配慮しているが、十分ではない。	
c) 利用者の主体的な活動が尊重されていない。	
- 1-(1)- 利用者の自力で行う日常生活上の行為に対する見守りと支援の体制が整備されている。	
a) 利用者の自力で行う日常生活上の行為に対する見守りと支援の体制が整備されている。	a
b) 利用者の自力で行う日常生活上の行為に対する見守りと支援の体制の整備に配慮しているが、十分ではない。	
c) 利用者の自力で行う日常生活上の行為に対する見守りと支援の体制が整備されていない。	
- 1-(1)- 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムがある。	
a) 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムがある。	c
b) 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムはあるが、十分ではない。	
c) 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムがない。	

- 2 日常生活支援

- 2-(1) 食事

評価細目・判断基準	評価結果
- 2-(1)- サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されている。	
a) サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されている。	a
b) サービス実施計画に基づいた食事サービスの用意がされているが、留意点や支援内容が十分ではない。	
c) サービス実施計画の食事サービスの留意点や支援内容が具体的になっていない。	
- 2-(1)- 食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本として美味しく、楽しく食べられるように工夫されている。	
a) 食事が美味しく、楽しく食べられるように工夫されている。	b
b) 食事が美味しく、楽しく食べられるように工夫されているが、十分ではない。	
c) 食事が美味しく、楽しく食べられるような工夫がされていない。	
- 2-(1)- 喫食環境（食事時間を含む）に配慮している。	
a) 喫食環境に配慮している。	a
b) 喫食環境に配慮しているが、十分ではない。	
c) 喫食環境に配慮していない。	

- 2-(2) 入浴〔通所施設非該当〕

評価細目・判断基準	評価結果
- 2-(2)- 入浴は、利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している。	
a) 入浴は利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している。	非該当
b) 入浴は利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮しているが、十分ではない。	
c) 入浴は利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮していない。	

評価細目・判断基準	評価結果
- 2 -(2)- 入浴は、利用者の希望に沿って行われている。	非該当
a) 入浴は利用者の希望に沿って行われている。	
b) 入浴は利用者の希望に沿って行われているが、十分ではない。	
c) 入浴は利用者の希望に沿って行われていない。	
- 2 -(2)- 浴室・脱衣場等の環境は適切である。	非該当
a) 浴室・脱衣場等の環境は適切である。	
b) 浴室・脱衣場等の環境確保のために工夫はしているが、十分ではない。	
c) 浴室・脱衣場等の環境は適切ではない。	

- 2 -(3) 排泄

評価細目・判断基準	評価結果
- 2 -(3)- 排泄介助は適切に行われている。	a
a) 排泄介助は適切に行われている。	
b) 利用者一人ひとりの状態に応じた排泄介助が行われているが、十分ではない。	
c) 介助は適切に行われていない。	
- 2 -(3)- トイレの環境は快適である。	b
a) トイレの環境は快適である。	
b) トイレの快適な環境づくりに配慮しているが、十分ではない。	
c) トイレの快適な環境づくりに配慮していない。	

- 2 -(4) 衣服

評価細目・判断基準	評価結果
- 2 -(4)- 利用者の個性や好みを尊重し、衣服の選択について支援している。	a
a) 利用者の個性や好みを尊重し、衣服の選択について支援している。	
b) 利用者の個性や好みを尊重し、衣服の選択について支援しているが十分ではない。	
c) 利用者の個性や好みを尊重した衣服の選択について支援がなされていない。	
- 2 -(4)- 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切である。	a
a) 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切に行われている。	
b) 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適宜行われているが、十分ではない。	
c) 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応が適切に行われていない。	

- 2 -(5) 理容・美容

評価細目・判断基準	評価結果
- 2 -(5)- 髪型や化粧等は利用者の個性や好みを尊重し、選択について支援している。	a
a) 髪型や化粧等は利用者の個性や好みを尊重し、選択について支援を行っている。	
b) 髪型や化粧等は利用者の個性や好みを尊重した支援を行っているが、十分ではない。	
c) 髪型や化粧等は利用者の個性や好みを尊重した支援が行われていない。	
- 2 -(5)- 理髪店や美容院の利用について配慮している。	b
a) 理髪店や美容院の利用について配慮している。	
b) 理髪店や美容院の利用について配慮しているが、十分ではない。	
c) 理髪店や美容院の利用について配慮していない。	

- 2 -(6) 睡眠〔通所施設非該当〕

評価細目・判断基準	評価結果
- 2 -(6)- 安眠できるように配慮している。	非該当
a) 安眠できるように配慮している。	
b) 安眠できるように配慮しているが、十分ではない。	
c) 安眠できるように配慮していない。	

- 2 -(7) 健康管理

評価細目・判断基準	評価結果
- 2 -(7)- 日常の健康管理は適切に行われている。	b
a) 日常の健康管理は適切に行われている。	
b) 日常の健康管理体制の整備や健康維持のための配慮はなされているが、十分ではない。	
c) 日常の健康管理が適切に行われていない。	
- 2 -(7)- 必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる。	a
a) 必要時に、迅速かつ適切な医療が受けられる体制が整備されている。	
b) 必要時に、迅速かつ適切な医療が受けられる体制は整備されているが、取り組みが十分ではない。	
c) 必要時に、迅速かつ適切な医療が受けられる体制が整備されていない。	
- 2 -(7)- 内服薬・外用薬等の扱いは適切に行われている。	a
a) 内服薬・外用薬等の扱いは適切に行われている。	
b) 内服薬・外用薬等の扱いについて配慮しているが、十分ではない。	
c) 内服薬・外用薬等の扱いが適切に行われていない。	

- 2 -(8) 余暇・レクリエーション

評価細目・判断基準	評価結果
- 2 -(8)- 余暇・レクリエーションは、利用者の希望に沿って行われている。	a
a) 余暇・レクリエーションは利用者の希望が反映され、希望に沿って行われている。	
b) 余暇・レクリエーションは利用者の希望が反映されているが、十分ではない。	
c) 余暇・レクリエーションは利用者の希望が反映されていない。	

- 2 -(9) 外出、外泊〔通所施設非該当〕

評価細目・判断基準	評価結果
- 2 -(9)- 外出は利用者の希望に応じて行われている。	非該当
a) 外出は利用者の希望に応じて行われている。	
b) 外出は利用者の希望に応じて行われているが、十分ではない。	
c) 外出は利用者の希望に応じて行われていない。	
評価細目・判断基準	評価結果
- 2 -(9)- 外泊は利用者の希望に応じるよう配慮されている。	非該当
a) 外泊は利用者の希望に応じて行われている。	
b) 外泊は利用者の希望に応じて行われているが、十分ではない。	
c) 外泊は利用者の希望に応じて行われていない。	

- 2 -(10) 所持金・預かり金の管理等〔通所施設非該当〕

評価細目・判断基準	評価結果
- 2 -(10)- 所持金・預かり金について、適切な管理体制が整備されている。	非該当
a) 所持金・預かり金について、適切な自己管理および施設の管理体制が整備され、確実な取り組みが行われている。	
b) 所持金・預かり金について、自己管理および施設の管理体制が整備されているが、取り組みが十分ではない。	
c) 所持金・預かり金について、自己管理および施設の管理体制が整備されていない。	

-2-(11) 新聞・雑誌の購読等〔通所施設非該当〕

評価細目・判断基準	評価結果
-2-(11)- 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意志や希望に沿って利用できる。	
a) 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意志や希望が尊重されている。	非該当
b) 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意志や希望が尊重されているが、十分ではない。	
c) 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意志や希望に十分応じていない。	

-2-(12) 嗜好品の自由

評価細目・判断基準	評価結果
-2-(12)- 嗜好品（酒、たばこ等）については、健康上の影響等に留意した上で、利用者の意思や希望が尊重されている。	
a) 嗜好品については利用者の意思や希望が尊重されている。	a
b) 嗜好品については利用者の意思や希望が尊重されているが、十分ではない。	
c) 嗜好品については利用者の意思や希望に十分応じていない。	